

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三〇号）第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十五年九月十二日（木）午後一時から午後三時まで

二 試験の場所

安田学園キャンパス（広島市安佐南区安東六丁目一三番一号）

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験では毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

4 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別

五 受験の手続

1 受験願書の請求先

広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇 八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

郵送で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書き、八十円切手（四枚までの受験願書請求の場合）を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封すること。

五枚以上の受験願書を請求する場合は、事前に切手の料金を問い合わせること。
なお、広島県のホームページに掲載したものを印刷して使用することも可能であること。

2 受験願書の受付期間

平成二十五年七月一日（月）から平成二十五年七月十二日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、平成二十五年七月十二日（金）までの消印があるもの限り受け付け

る。

3 受験願書の提出先

広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇 八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きすること。

4 提出書類

- (一) 毒物劇物取扱者試験受験願書
- (二) 郵便局で購入した郵便はがき（無地・何も記載しないこと。）
- (三) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの。）

六 受験手数料

一万五百円

この手数料は、一万五百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄に貼付して納めること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、平成二十五年八月下旬までに、直接本人に送付する。

八 合格者の発表

平成二十五年十月二十一日（月）に、合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所（保健所支所を含む。）前の掲示板に掲示して行うほか、広島県のホームページに掲載する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 問合せ先

この試験についての問合せは、広島県健康福祉局薬務課（電話「〇八二二五二二 三二二二」）「ダイヤルイン」又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）に行うこと。

郵便による問合せは、八十円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。

十 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、受験時の配慮を希望する者は、受験願書を提出する前までに広島県健康福祉局薬務課へ申し出ること。申出のあった者については、受験の際にその障害等の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十一 前記十に関する問合せ先

広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇 八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）電話「〇八二二五二二 三二二二」「ダイヤルイン」